

熊本保健科学大学ハラスメント対応フロー図

規程・ガイドライン参照

相談者:被害者、第三者

最初の相談

相談窓口	メンバー
● 相談を申し出た者の相談に対応 ● 相談者の立場で対応 ● 相談から解決への流れを説明 ● 相談内容の記録:「ハラスメント相談記録簿・報告書」※第1号様式 ● 申し立てのない場合は、匿名事例として防止委員会へ報告	● ハラスメント相談員 ● 学生相談・修学サポートセンター ● 保健室 ● 学部長 ● 各学科長、専攻科長、別科長、研究科長、共通教育センター長、学生相談・修学サポートセンター長、キャリア教育研修センター長、アカデミックスキル支援センター長、健康・スポーツ教育研究センター長

苦情相談

ハラスメント相談員(必要に応じて相談窓口)

- 相談者の了解を得た複数の相談員が対応(相談員以外に相談窓口が同席することもある)
- 相談内容の記録:「ハラスメント相談記録簿・報告書」※第1号様式
- 申し立てのない場合は、匿名事例として防止委員会へ報告
- 申立書の作成:「ハラスメント申立書」※第2号様式

苦情の申し立て:申立書の提出

対策室	メンバー				
● 精査(事実関係調査)の要否判断 ● 必要に応じて調査部会を設置	● 学長:対策室長 ● 学部長 ● 事務局長 ● 対策室長が指名する教職員若干名				
<table><tr><th>調査部会</th><th>メンバー</th></tr><tr><td> ● 事実の精査(事実関係調査) ● 調査の進捗状況を対策室へ報告 ● 調査報告書を作成し、対策室へ報告 </td><td> ● 対策室長 ● 対策室長が指名する教職員若干名 </td></tr></table>	調査部会	メンバー	● 事実の精査(事実関係調査) ● 調査の進捗状況を対策室へ報告 ● 調査報告書を作成し、対策室へ報告	● 対策室長 ● 対策室長が指名する教職員若干名	
調査部会	メンバー				
● 事実の精査(事実関係調査) ● 調査の進捗状況を対策室へ報告 ● 調査報告書を作成し、対策室へ報告	● 対策室長 ● 対策室長が指名する教職員若干名				
● 調査部会の報告を受けて被害者救済及び加害者への処置等について審議 ● 調停・和解の手続き ● 経緯と概要を匿名事例として防止委員会へ報告					

ハラスメント防止委員会

- 相談窓口や対策室から報告された事案を分析し、再発防止と啓発のために必要な措置を講じる
- ハラスメントが起きない環境作りを推進